

社会福祉法人田原市社会福祉協議会常務理事の報酬等及び勤務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田原市社会福祉協議会常務理事（以下「常務理事」という。）の報酬等及び勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額)

- 第2条 常務理事には報酬、役職手当、通勤手当及び期末手当を支給する。
- 2 常務理事の報酬及び役職手当は、別表のとおりとする。
 - 3 通勤手当は、社会福祉法人田原市社会福祉協議会給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第16条の規定を準用する。
 - 4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する常務理事に対して支給し、期末手当の額は、報酬の月額に6月に支給する場合は100分の102.5、12月に支給する場合は100分の117.5を乗じて得た額とする。
 - 5 期末手当は、基準日以前の期間における常務理事の在職期間に応じて、給与規程に定める職員の例により支給する。
 - 6 職員兼務の常務理事の報酬等は、支給しない。

(費用弁償)

- 第3条 常務理事が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、田原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年田原町条例第17号）を準用する。

(勤務時間)

第4条 常務理事の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで7時間45分、1週間の勤務時間は、31時間、1週間の勤務日数は、4日とする。

(休日)

- 第5条 常務理事の休日は、次に定める日とし、特に勤務が命ぜられない限り勤務を要しない。
- (1) 土曜日・日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(休暇)

第6条 常務理事の休暇は、社会福祉法人田原市社会福祉協議会職員就業に関する規則に定める職員（以下「職員」という。）の例による。

(災害補償)

第7条 常務理事の業務上の災害（負傷、疾病、廃疾または死亡をいう。）又は通勤による災害に対しては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき保障する。

(社会保険)

第 8 条 常務理事の社会保険適用については、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に定めるところによる。

（健康診断）

第 9 条 常務理事には、職員に準じて健康診断を実施する。

（委任）

第 10 条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

常務理事の報酬等

役職名	報酬額	役職手当
常務理事	月額251,400円	月額39,200円